

## 第X章 初動対処について（1）

事前に事態の認定が可能な場合はいざ知らず、特に緊急対処事態の場合には、多数の死傷者や広範な建物被害等が惹起しても、その原因が明らかでないことが多いものと思われる。かかる場合においても市町村は、住民の生命・財産の保護のために所要の措置（初動対処の措置）をとる責務を有している。

この初動対処の適否が、爾後の対処措置の成否を左右すると言っても過言ではない。当初の混乱状態を如何に速やかに収束させて、被害の拡大を防止し、人的被害を局限し、事態を収束させるための措置を早めに打つことが極めて重要である。

初動対処を考えるには、初動対処のための体制を如何に構築するか、如何なる措置を実行するか、これらの為に平時から如何に備えるかが重要である。

### I 初動対処体制について

平時の体制から事態の推移に応じて逐次或いは先行的に所要の即応体制を確立することが必要である。

#### ① 事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、或いは建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合、当初その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。

この為、市町村は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても住民の生命身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

この為、市町村レベルにおいては、緊急に対処すべき事態が発生した場合には、速やかに県や県警察本部に連絡すると共に、「緊急事態連絡室」を設置して所要の情報を収集して所要の応急活動を行うこととなる。

「緊急事態連絡室（仮称）」は、市（町村）対策本部員のうち、国民保護担当部。）課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

#### 初動措置の概要等

現場における消防機関の活動状況の把握に基づき

- 必要により、避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置
- 警察との密接な調整
- 関係機関へ所要の情報提供
- 政府による事態認定がなされ、市（町村）に対し、市（町村）対策本部の設置の指定がない場合においては、市（町村）長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等
- 必要により、県や他の市町村等関係機関への支援の要請

#### ② 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市（町村）は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市（町村）に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市（町村）長が不測の事態に備えた即応体制を強化

すべきと判断した場合には担当課室体制を立ち上げ又は緊急事態連絡室仮（仮称）を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において市町村長は

①情報連絡体制の確認 ②職員の参集体制の確認

③関係機関との通信・連絡体制の確認、④生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

### ③ 市町村対策本部の設置

市（町村）対策本部は、内閣総理大臣から総務大臣、都道府県知事を経て対策本部を設置する旨の指定を受けた場合には、直ちに市町村対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室（仮称）を設置していた場合は、市（町村）対策本部に切り替えるものとする。）

一斉参集システム等の連絡網を活用し、市（町村）対策本部に参集するよう連絡する。

この際、交代要員等の確保（防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等）、本部の代替機能の確保を行う。市庁舎内に設置できない場合の備え、優先順位を付した代替施設、区域外に設置せざるを得ない場合には知事と協議する。

### ④ 市（町村）現地対策本部の設置

市町村長は被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市（町村）対策本部の事務の一部を行うため、市（町村）現地対策本部を設置する。

市（町村）現地対策本部長や市（町村）現地対策本部員は、市（町村）対策副本部長、市（町村）対策本部員その他の職員のうちから市（町村）対策本部長が指名する者をもって充てる。

### ⑤ 現地調整所の設置

市（町村）長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

## II 初動対処マニュアルの整備

事態発生直後の混乱時期に、誰が、何を、何時、どのように実施すべきかを定めた初動対処マニュアルを整備することが必要である。このマニュアルによって、当初措置が整齊と実行され、結果的に被害拡大の防止、人的被害の極限をもたらす。

作成に当たっては、事態等の類型に関係なく実施すべき共通的事項と夫々の事態の類型に応じて措置すべき特定事項を明確に区分する必要がある。

網羅すべき事項は、夫々の組織がその任務を遂行するために採るべき措置を時系列的に、具体的に明示する。

このマニュアルは国や地方自治体、指定公共機関等のみならず、国民保護に関連する諸施設等をも作成し、且つ逐次に更新しなければならない。

参考資料「東京都NBC災害対処マニュアル」の概要

(平成16年3月31日 総務局)

### マニュアル策定の目的

地下鉄サリン事件や世界的なテロの脅威の高まりを背景に、大都市では核（物質）、生物剤、化学剤に起因する、いわゆるNBC災害に対する備えが重要となっている。

本マニュアルは、都内でNBC災害が万が一発生した場合に、都の関係部局、関係機関が、迅速かつ的確に対応するために必要な行動要領等について定めたものである。

### 第1章 総論 《マニュアルの位置付け》

○「東京都地域防災計画」におけるNBC災害の対応行動マニュアルとして規定する。

○各局は、本マニュアルに基づいて、自局のマニュアル等の整備、見直しを行う。

### 基本方針

都内でNBC災害が発生した場合、被害の軽減及び社会不安の解消のために、国及び関係機関と連携して、全庁的に対処する。

また、NBC災害の発生に備え、平常時から事前対策を充実させる。

○迅速、確実な情報連絡体制の確立

○指示、命令の迅速な伝達と各局の有機的な連携

○各災害の特性に応じた適切な対策の実施

《事前対策》→『充実』

保健所は「関係機関連絡会議」を設置するなど、地域における関係機関との連携を図る  
平常時からNBC災害に関する情報を収集し共有する

応急対策用資機材の備蓄、調達

継続的な教育訓練の実施と、訓練結果のマニュアル等への反映

《初動措置》→『迅速』

NBC災害認知時の通報・連絡体制

NBC災害発生直後の対応策の検討、対策本部の立ち上げの手順

各現地活動機関相互の連携を確保するため「現地連絡調整所」の設置

都の幹部職員を現地連絡調整所に派遣

《応急対策》→『連携』

医療機関の確保、治療に関する情報の提供、ワクチン等薬品類の確保

災害現場での簡易検知及び原因物質の特定に関する情報の連絡・共有体制  
警察、消防等が危険区域を設定した場合の付近住民への周知、及び住民の避難、  
誘導體制  
NBC 災害による健康被害を把握するための調査チームの編成  
被災者への支援策：避難所の設置、食料・生活必需品の提供、ボランティアの受け入れ

## 第2章 生物剤による災害

- ・生物剤の中でも特に危険が高いとされている天然痘を対象
- ・他の生物剤による災害発生時は、各章の記述を応用

天然痘の発生状況に応じたレベルの設定と、各レベルに対応した都本部、各部局の対応  
天然痘が発生した場合の、専門家による「天然痘技術派遣チーム」の設置  
患者が発生した場合の、移送体制及び検体の採取・搬送体制  
まん延の防止策として、患者の移動制限措置や接触者の追跡調査、発生状況に応じたワ  
クチン接種の手順等  
天然痘発生時の都民への注意喚起や安心情報、患者情報等の提供

## 第3章 化学剤による災害

化学テロに関する情報を入手したときの、初動期の監視・通報体制  
原因物質を検知、特定するための各局、各機関の役割  
被災者や使用資器材の除染に関する、各局、各機関の役割  
災害現場の除染に関する、自衛隊への災害派遣要請

## 第4章 核（物質）による災害

核（物質）による災害に特徴的な対処について記述

平成 16 年度作成予定  
(以上東京都ホームページから)